

組 合 公 報

平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

○公告第7号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部を変更することについては、平成24年2月27日招集の第140回組合会において議決され、総務大臣に認可申請を行ったところ、平成24年3月30日付け総行福第115号をもって認可を受けたので、下記のとおり公告する。

平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和37年定款第1号）の一部を次のように変更する。

第17条中「20日」を「30日」に改める。

第27条中「選挙の日」の次に「(次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)」を加える。

第28条第1項中「この項」の次に「から第3項まで」を加え、「、前任の理事」を「、第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事」に改め、「(議員の任期

満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは、当該選挙の日)」を削り、同項ただし書を削り、同条第7項を同条第10項とし、同条第6項を同条第9項とし、同条第5項中「場合において、前条」を「場合における前条」に改め、「選挙の日」の次に「(次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)」を加え、「「前任の」を「、前任の」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

第28条第4項中「第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項に次のただし書を加え、同項を同条第6項とする。

ただし、第2項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

第28条第3項中「前2項」を「第1項、第3項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第17条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うこと

ができる。

第 33 条第 4 項中「。以下「改正前の施行令」という。」を削る。

第 43 条第 1 項(1)の表中「1,000 分の 41.875」を「1,000 分の 45.6」に、「1,000 分の 5.125」を「1,000 分の 6.1」に、「1,000 分の 2.20」を「1,000 分の 2.25」に改め、同項(2)の表中「1,000 分の 33.5」を「1,000 分の 36.48」に、「1,000 分の 4.1」を「1,000 分の 4.88」に、「1,000 分の 1.76」を「1,000 分の 1.8」に改める。

第 43 条の 2 中「1,000 分の 83.75」を「1,000 分の 91.2」に、「1,000 分の 10.25」を「1,000 分の 12.2」に改める。

第 45 条中「平成 23 年度」を「平成 24 年度」に、「1,890 円」を「1,870 円」に改める。

第 48 条のみだし中「立会」を「立会い」に改め、同条中「立会う」を「立ち会う」に改める。

附則第 2 項の表中「1,000 分の 33.5」を「1,000 分の 36.48」に、「1,000 分の 4.1」を「1,000 分の 4.88」に、「1,000 分の 1.76」を「1,000 分の 1.8」に改め、附則第 11 項中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条」に、「同項」を「同条」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款第 43 条第 1 項、第 43 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
第 1 条 ～ 第 16 条 (略) (任期満了による選挙) 第 17 条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日前 <u>20 日</u> 以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後 10 日以内に行うことができる。 第 18 条 ～ 第 26 条 (略) (役員の任期) 第 27 条 役員の任期は、選挙の日 _____ から起算する。 (役員の選挙) 第 28 条 理事の任期満了(役員の任期満了のため法第 14 条第 2 項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項 _____ において同じ。)による選挙は、 _____ 前任の理事の任期満了の日の翌日(議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは、当該選挙の日)から 10 日以内に行う。ただし、災害その他やむを得ない事由のため 10 日以内に行うことができないときは、その事由がやんだ日から 10 日以内に行わなければならない。	第 1 条 ～ 第 16 条 (略) (任期満了による選挙) 第 17 条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日前 <u>30 日</u> 以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後 10 日以内に行うことができる。 第 18 条 ～ 第 26 条 (略) (役員の任期) 第 27 条 役員の任期は、選挙の日(次条第 2 項の規定による選挙が行われたときは、第 17 条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)から起算する。 (役員の選挙) 第 28 条 理事の任期満了(役員の任期満了のため法第 14 条第 2 項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)による選挙は、第 17 条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日 _____ から 10 日以内に行う。 _____	(議員の選挙期間の拡大) 任期満了日前 <u>20 日</u> 以内 ↓ 任期満了日前 <u>30 日</u> 以内 (役員の任期の起算日の整備) 前役員任期中に役員選挙を実施した場合の起算日を規定 (役員の選挙期間の拡大) 12/1～12/10 に役員選挙 ↓ 17 条本文の議員選挙日 ～12/10 に役員選挙可

変 更 前	変 更 後	備 考
(新規) (新規) 2 理事に欠員を生じたときは、<u>すみやかに補欠選挙を行わなければならない。</u> 3 前2項 _____ の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。 4 第1項 _____ の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。 (新規) 5 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認めた場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の前日に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この<u>場合</u>において、<u>前条</u>の規定の適用については、同条中	2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに<u>行われた場合は、第17条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。 4 理事に欠員を生じたときは、<u>速やかに</u> 補欠選挙を行わなければならない。 5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。 6 第1項及び第3項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。<u>ただし、第2項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。</u> 7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、<u>第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。</u> 8 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認めた場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の前日に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この<u>場合</u>における <u>前条</u>の規定の適用については、同条中	11月中に当選人が役員選挙を行えるよう規定 災害等で通常の役員選挙の期日に実施できない場合の特例を規定 字句の修正 項の追加による整備 11月中に理事長選挙を実施できるよう規定 理事長選挙の効力は12/1～ 字句の修正

変 更 前							変 更 後							備 考
(1) 給料の額に乗じる数値							(1) 給料の額に乗じる数値							短期給付財源率及び介護保険財源率の引き上げ並びに長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金の引き上げ 【給料に対する掛金・負担金率＝財源率×1/2×1.25】 短期分 (1) 給料に対する掛金率 41.875% ↓ 45.6% (+3.725) (2) 期末手当等に対する掛金率 33.5% ↓ 36.48% (+2.98) 介護分 (1) 給料に対する掛金率 5.125% ↓ 6.1% (+0.975) (2) 期末手当等に対する掛金率 4.1% ↓ 4.88% (+0.78)
組合員の種別	給料と掛金との割合		福祉事業	給料と負担金との割合		福祉事業	組合員の種別	給料と掛金との割合		福祉事業	給料と負担金との割合		福祉事業	
	短期給付			短期給付				短期給付						
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分		
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	
特定消防組合員	41.875	5.125	2.125	41.875	5.12	2.125	特定消防組合員	45.6	6.1	2.125	45.6	6.1	2.125	
長期組合員	1,000分			1,000分			長期組合員	1,000分			1,000分			
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	
特定消防長期組合員	2.20			2.20			特定消防長期組合員	2.25			2.25			
(2) 期末手当等の額に乗じる数値							(2) 期末手当等の額に乗じる数値							
組合員の種別	期末手当等と掛金との割合		福祉事業	期末手当等と負担金との割合		福祉事業	組合員の種別	期末手当等と掛金との割合		福祉事業	期末手当等と負担金との割合		福祉事業	
	短期給付			短期給付				短期給付						
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分		
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	
特定消防組合員	33.5	4.1	.7	33.5	4.1	1.7	特定消防組合員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7	
長期組合員	1,000分			1,000分			長期組合員	1,000分			1,000分			
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	
特定消防長期組合員	1.76			1.76			特定消防長期組合員	1.8			1.8			
2 (略)							2 (略)							

変 更 前	変 更 後	備 考
(任意継続掛金の額) 第 43 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 48 条第 3 項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に <u>1,000 分の 83.75</u> を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に <u>1,000 分の 10.25</u> を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する総務大臣の定める要件を備える者にあつては、同項第 1 号の額からその額に 100 分の 30 を乗じた額を控除した額をもって、同号の額とする。 第 44 条 （略） (資金の繰入れ) 第 45 条 平成 23 年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>1,890 円</u>とする。 第 46 条～第 47 条 （略） (監査の<u>立会</u>) 第 48 条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に<u>立会う</u> ものとする。	(任意継続掛金の額) 第 43 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 48 条第 3 項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に <u>1,000 分の 91.2</u> を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に <u>1,000 分の 12.2</u> を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する総務大臣の定める要件を備える者にあつては、同項第 1 号の額からその額に 100 分の 30 を乗じた額を控除した額をもって、同号の額とする。 第 44 条 （略） (資金の繰入れ) 第 45 条 平成 24 年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>1,870 円</u>とする。 第 46 条～第 47 条 （略） (監査の<u>立会い</u>) 第 48 条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に<u>立ち会う</u>ものとする。	短期分 83.75% ↓ 91.2 % (+7.45) 介護分 10.25% ↓ 12.2 % (+1.95) 平成 24 年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額の変更（△20 円） 字句の修正。

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																						
第 49 条～第 50 条 （略） 附 則 1 （略） 2 組合員のうち施行令第 18 条に規定する特別職の職員等である組合員の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、当分の間、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、当該組合員の給料又は期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市 町 村 長 組 合 員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特 定 消 防 組 合 員</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td></td><td></td><td>1,000 分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>1.76</td><td></td><td></td><td>1.76</td><td></td><td></td></tr></table> 3～10 （略） 11 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和 53 年政令第 25 号）<u>第 2 条第 1 項</u>の規定に基づき、<u>同項第 1 号</u>に掲げる事業その他これに附帯する事業（以下「財形住宅貸付事業」という。）を行う。	組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の	特 定 消 防 組 合 員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7	長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	特定消防長期組合員	1.76			1.76			第 49 条～第 50 条 （略） 附 則 1 （略） 2 組合員のうち施行令第 18 条に規定する特別職の職員等である組合員の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、当分の間、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、当該組合員の給料又は期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市 町 村 長 組 合 員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特 定 消 防 組 合 員</td><td>36.48</td><td>4.88</td><td>1.7</td><td>36.48</td><td>4.88</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td></td><td></td><td>1,000 分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>1.8</td><td></td><td></td><td>1.8</td><td></td><td></td></tr></table> 3～10 （略） 11 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和 53 年政令第 25 号）<u>第 2 条</u>の<u>規定</u>に基づき、<u>同条第 1 号</u>に掲げる事業その他これに附帯する事業（以下「財形住宅貸付事業」という。）を行う。	組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の	特 定 消 防 組 合 員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7	長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	特定消防長期組合員	1.8			1.8			特別職の組合員に対する短期給付財源率及び介護保険財源率の引き上げ並びに長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金の引き上げ 短期分 33.5‰ ↓ 36.48‰ (+2.98) 介護分 4.1‰ ↓ 4.88‰ (+0.78) 法令の改正に伴う整備
組合員の種別		給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合																																																																																																																			
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																	
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分																																																																																																																		
市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特 定 消 防 組 合 員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7																																																																																																																		
長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分																																																																																																																				
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																		
特定消防長期組合員	1.76			1.76																																																																																																																				
組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合																																																																																																																				
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																		
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分																																																																																																																		
市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特 定 消 防 組 合 員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7																																																																																																																		
長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分																																																																																																																				
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																		
特定消防長期組合員	1.8			1.8																																																																																																																				

変 更 前	変 更 後	備 考
別表 (略)	別表 (略) 附 則 1 この変更は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 2 変更後の定款第 43 条第 1 項、第 43 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。	

理 由 書

任期満了に伴う組合会議員選挙・理事選挙の円滑な実施、短期経理の健全な運営を図るための短期給付・介護保険財源率の引上げ及び総務省通知に基づく短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額の引き下げ等を行う必要があるため、定款の一部を変更するもの。

定款の一部を変更する定款要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 任期満了に伴う組合会議員選挙及び理事選挙を円滑に実施できるよう選挙期間の拡大等を図るもの。(定款準則の改正に伴う変更) (2) 当組合における短期給付事業の健全な運営と介護保険勘定の健全化を図るため、短期給付財源率及び介護保険財源率の引上げ等を行うもの。 (3) 総務省通知に基づき平成 24 年度における地方公務員共済組合の事務に要する地方公共団体の負担金等について、地方公務員等共済組合法施行規程第 7 条第 1 項の規定による短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額を引き下げるもの。
2 内 容	(1) 任期満了に伴う議員・理事選挙関係 ① 任期満了に伴う組合会議員選挙の選挙期間の拡大 (17 条関係) ・ 現行：任期満了の日前 20 日以内 → 変更後：30 日以内 ② 任期満了に伴う理事選挙の選挙期間の拡大 (27 条・28 条関係) ア 現行：12 月 1 日から 12 月 10 日までに実施 (10 日) → 変更後：最大で 10 月末日以降 12 月 10 日までに拡大 (最大 41 日) イ 任期満了に伴う理事選挙については、前任の理事の任期期間中である 11 月中に新議員選挙の当選人により実施可能。ただし、当該理事選挙の効力は、12 月 1 日から生じる。 (2) 短期給付・介護保険財源率等の引上げ関係 (43 条 1 項・附則 2 項の表関係) ① 短期給付財源率 現行：67% → 変更後：72.96% (+5.96) ② 介護保険財源率 現行：8.2% → 変更後：9.76% (+1.56) ③ 長期組合員等に対する育児・介護休業手当金の拠出金率に係る掛金・負担金率の引上げ (当組合における該当組合員なし) 現行：1.76% → 変更後：1.8% (+0.04) (3) 平成 24 年度における事務費の繰入限度額の引き下げ (45 条関係) 現行：組合員 1 人当たり 1,890 円 → 変更後：組合員 1 人当たり 1,870 円 (△20 円) (4) その他 ・ 上記の変更に合わせた規定の整備 (33 条・48・附則 11 項関係)
3 施行期日	平成 24 年 4 月 1 日